

# 条約への再加入時に付された 留保の効力（1）

中 野 徹 也

## 目 次

1. はじめに
2. 国家実行（以上、本号）
3. 評 価
4. おわりに

## 1. はじめに

条約法に関するウィーン条約（以下、「条約法条約」）の第2条1項(d)によれば、「留保」とは、次のような声明である。

「国が、条約の特定の規定の自国への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承諾又は条約への加入の際に単独に行う声明（用いられる文言および名称のいかんを問わない。）をいう。」

そしていずれの国も、条約が留保を禁止している場合などを除き、「条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入に際し、留保を付することができる」（同19条）<sup>1)</sup>。

---

1) 「条約についての国家承継に関するウィーン条約」は、署名等に加えて、「条約承継の通告を行う際」（第2条1項(j)）を、「国と国際機関との間又は国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約」は、「条約に拘束されることについての国際機関の同意」である「正式確認」（第2条1項(b)および(d)）を規定している。国際法委員会が2011年に採択した「条約の留保に関する実行ガイド」（以下、「実行ガイド」）は、これらを統合して、「留保」を、「国又は国際機関が、条約の特定の規定の自国又は自己への適用上その法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約の署名、条約の批准、正式確認、受諾若しくは承認又は条約へ

## 条約への再加入時に付された留保の効力（1）

ところで、国は、条約またはすべての当事国の同意にもとづき、条約を終了する、または条約から脱退することができる（条約法条約第54条）。終了等に関する規定のない条約については、「当事国が廃棄又は脱退の可能性を許容する意図を有していたと認められる場合」または「条約の性質上廃棄又は脱退の権利があると考えられる場合」に限り、条約を廃棄する、または条約から脱退することができる（同第56条1項<sup>2)</sup>。

さてそれでは、次のような場合はどうだろう。ある国が、当初留保を付すことなく、批准等により条約に拘束されることについての同意を表明し、当事国になった。ところが、諸事情により、条約の一部の規定を履行できなくなった。この国は、引き続き当事国にとどまることを希望し、不履行の原因を除去すべ

---

ゝの加入、条約の承継の通告を行う際に単独に行う声明（用いられる文言及び名称のいかんを問わない。）をいう。」と定義している（1.1.1）。したがって、本稿では、主として、条約法条約を考察対象とするが、得られた結論は、これら2つの条約との関係でも妥当することになる。

なお、条約に別段の定めがある場合、署名等の際以外にも、留保を付することはできる。たとえば、1999年の「船舶のアレストに関する国際条約」の10条1項は、署名、批准、受諾、承認または加入に加えて、これらの後、いつでも留保を付することができるとしている。UN Doc. A/CONF. 188.6. O. Dörr and K. Schmalenbach, (eds.), *Vienna Convention on the Law of Treaties*, Springer, Germany, 2018, p. 282, n. 93; Björn Arp, 'Denunciation followed by Re-Accession with Reservations to a Treaty: A Critical Appraisal of Contemporary State Practice,' *NILR* (2014) LXI, pp. 143-144. この条約については、志津田一彦「船舶アレスト条約変遷論序説——1952年条約、1985年改正案、1999年条約の比較検討——（1）」富大経済論集第50巻2号（2004年11月）145-159頁。

- 2) 条約法条約の当事国間では、第56条1項にもとづき「条約を廃棄し又は条約から脱退しようとする場合には、その意図を廃棄又は脱退の12箇月前までに通告」しなければならない（同2項）。そして、この期間の満了の時までに他のいずれの当事国も異議を申し立てなかった場合、通告を行った当事国は、とらうとする措置を書面によって通知することにより実施に移すことができる（同65条2項および67条1項）。小栗寛史「国際法の形成における国家の同意の役割——国家の同意は衰退したのか？——」『社会科学研究』第68巻1号（2017年3月）70頁。第56条の起草過程については、拙稿「脱退に関する規定を含まない条約からの脱退可能性について」『関西大学法学論集』第52巻2号283-361頁。なお、条約法条約60条から64条までに規定されている原因にもとづき、条約の終了等を行うこともできる。小栗「前掲論文」。

く、可能な限りの措置を講じたが、功を奏しなかった。また、当該規定の改正も求めたが、他の当事国から同意を得られなかった。いよいよ、当事国にとどまりつつ不履行が生じないようにするには、留保を付す以外に術がなくなってしまった。しかし、上述のように、条約に別段の定めがなければ、留保を付すことができるのは、「条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入」の際だけであり、このままでは留保を付すこともできない。この条約には脱退に関する規定があったので、それに従い、いったんこの条約から脱退し、今度は留保を付して再度参加する意思を表明することにした。

このような実行は、1990年代後半から出現しているが、一見すると、国際法上、特に条約法上、問題はないかのようにである。少なくとも、上述した条約法条約の諸規定に、批准または加入の回数を制限するものはないし、その旨の慣習法が成立しているとするに足る実行もない。実際、国家が、廃棄または脱退した条約へ、再加入した実例はいくつかあるものの、その際、再加入すること自体が問題視された形跡はない<sup>3)</sup>。また、1度目の批准または加入の際に付さなかった留保を、2度目の批准または加入の際に付してはならないとの定めもない。ただ、批准または加入等に際し、留保を付することができる、と規定するのみである。

---

3) 中華民国による国際民間航空条約への再加入、および、ブラジルによる工業及び商業における労働監督に関する条約（第81号）への再加入が認められている。Arp, *supra* note 1, p. 143, notes. 4-5; Yogesh Tyagi, 'The Denunciation of Human Rights Treaties,' *BYIL* (2008), p. 179. アイスランドによる国際捕鯨取締条約への再加盟申請は、2回拒否されている。これは、再加盟にあたって、アイスランドが付した附表10条(e)に対する留保を受諾しないと動議が加盟国から出されたことによるものであり、廃棄した条約へ再加入することに異議が提起されたわけではなかった。争点となったのは、国際機構たる国際捕鯨委員会が、留保の許容性について決定する権限を有するか否か、および、この権限が加盟国に付与されているか否かだった。この問題については、坂元茂樹「国際機関による留保の許容性決定——IWCの事例を素材として」『条約法の理論と実際』（東信堂、2004年）71-106頁、野口厚紀「捕鯨をめぐる経緯と国際理解——日本とアイスランドの事例——」『調査と情報』第1083号9-10頁。See also, Alexander Gillespie, 'Iceland's Reservation at the International Whaling Commission,' *EJIL* (2003), Vol. 14 No. 5, pp. 993-996.

## 条約への再加入時に付された留保の効力（1）

しかし、それにもかかわらず、たとえ明文の規定で、廃棄の権利が認められていても、当初留保を付していなかった条約を廃棄し、留保を付して再加入することは許されない、との異議が、一定の諸国から申し立てられている<sup>4)</sup>。それではなぜ、いかなる根拠にもとづき、廃棄後に留保を付して再加入することは許されないことになるのだろうか。

本稿の目的は、主として国家および条約諸機関の実行を分析し、この疑問への回答を提示することにある。

## 2. 国家実行

### (1) トリニダード・トバゴ

自由権規約第1選択議定書（以下、議定書）の第12条1項は、「いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日の後3箇月で効力を生ずる。」と規定している。

1998年5月26日、トリニダード・トバゴ政府は、この規定にしたがい、事務総長に対して、議定書を廃棄すると通告した。廃棄の効力は、3箇月後の8月26日に生じた<sup>5)</sup>。ところが、同日、トリニダード・トバゴ政府は、第1条に対して、次のような趣旨の留保を付して議定書へ再加入した。

「委員会は、死刑囚に係る通報であって、その者の訴追、抑留、裁判、有罪の判決、刑又は死刑の執行に係る及びそれらに関連する事項に関するものを受理し及び検討する権限を有さない。

トリニダード・トバゴ政府は、諸国は自由権規約自体に対して留保を付す手段として議定書を利用することはできないとの原則を認めている。したがって、我が国の議定書に対する留保は、（すでに留保されている規定はその限りでな

---

4) 本稿2を参照。

5) Palitha T.B. Kohona, 'Reservations: Discussion of Recent Developments in the Practice of the Secretary-General of the United Nations as Depositary of Multilateral Treaties,' *Ga. J. Int'l & Comp. L.*, Vol. 33, p. 434.

いが) 2条で規定されているところの、規約上の義務及び約束(トリニダード・トバゴの領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し規約において認められる権利を尊重し及び確保する約束を含む)、並びに、規約40条が設けている履行監視の仕組みにもとづき、規約人権委員会に報告する約束を決して損なうものではないことを強調しておく。]

この留保に対して、デンマーク、ノルウェー、オランダ、ドイツ、スウェーデン、アイルランド、スペイン、フランスおよびイタリアが、手続と内容の両方に係る異議を申し立てた<sup>6)</sup>。まず、手続について、上述のように、議定書の12条1項は、「いつでもこの議定書を廃棄することができる。」と規定しているが、フランスによれば、署名、批准又は加入後に、議定書に対して留保を付すためだけに、この手段を用いることは許されない。このような実行は、手続の濫用であって、明らかに誠実の原則に反するだけでなく、パクタ・スント・セルバンダ原則にも反する。したがって、これに対して、留保が議定書の趣旨及び目的と両立しているかどうかの問題とは関係なく、否定的に対応せざるを得ない。

また、デンマーク、ノルウェーおよびオランダは、批准後の留保の表明を禁止している条約法の規則の適用を巧妙に逃れるものであって、かつそれに反するとして、かかる実行を批判する。オランダは、この条約法の規則に反すると明言している。アイルランド、スペインおよびイタリアは、この手続により、批准過程が汚され、人権の国際的保護が弱められるとして、その適否を疑問視している。

その他、スウェーデンは、条約に関する国際法並びに人権の国際的保護の基盤を損なうとして、「重大な疑念」を表明し、ドイツは、「悪しき先例」になることを憂慮している。

内容に関する異議は、総じて、議定書の趣旨及び目的が自由権規約にもとづいて個人の地位を高めることにあるという観点から、提起されている。ノル

---

6) *United Nations, Treaty Collection, Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General*, Chapter 4.5.

条約への再加入時に付された留保の効力（1）

ウェーによれば、人権の普遍性により、議定書の第1条に規定されている申立権（the right to petition）は、当事国の管轄下にあるすべての個人に適用されなければならない。トリニダード・トバゴの留保により、弱者たる個人は、規約との関係で生じる議定書の利益を受けられなくなり、その結果この集団の地位がより一層弱められることになっている。したがって、かかる留保は、議定書の趣旨及び目的に反する。また、アイルランド、デンマーク、オランダ、スペインおよびイタリアも、同様のことを指摘したうえで、この留保により、トリニダード・トバゴが議定書の趣旨及び目的を遂行するつもりがあるのかどうか疑問が生じる、との見解を表明している。ドイツは、端的に、トリニダード・トバゴが議定書に再加入することは歓迎すべきことだが、かかる留保は認められない、という。

さて、議定書へ加入する国については、その加入書が寄託された日から、3箇月が経過した日に、議定書の効力が発生する（9条2項）。しかし、留保の効力発生に関する規定はない。留保に関する一般法を定めている条約法条約の効力は1980年に発生しているため、1976年に効力を発生している議定書には適用されない。もっとも、条約法条約に規定されている規則のうち、条約法条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規律するような規則の適用は妨げられない<sup>7)</sup>。すなわち、慣習法化している規則は、慣習法として適用されることになる。自由権規約人権委員会は、条約法条約2条1項(d)および19条から23条までに定められている留保に関する諸規則は、「この問題に関する一般国際法を反映している。」との立場を採っている<sup>8)</sup>。そこで、条約法条約20条4項およ

---

7) 条約法条約4条は、「この条約は、自国についてこの条約の効力が生じている国によりその効力発生後に締結される条約についてのみ適用する。ただし、この条約に規定されている規則のうち、条約法条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規律するような規則のいかなる条約についての適用も妨げるものではない。」と規定している。

8) CCPR General Comment No. 24: Issues relating to Reservations made upon Ratification or Accession to the Covenant or the Optional Protocols thereto, or in Relation to Declarations under Article 41 of the Covenant Adopted at the Fifty-second Session of the Human Rights Committee, on 4 November 1994 ↗

び5項が、一般国際法上の規則でもあると仮定すれば、留保を付した国とその留保を受諾した国は、受諾の時に、条約の当事国関係に入る（20条4項(a)）。留保の通告を受けた後12箇月の期間が満了する日までに、留保に対し異議を申し立てなかった場合、留保は、当該国により受諾されたものとみなされる（20条5項）。

トリニダード・トバゴが再加入書を寄託した日は、1998年8月26日であり、通常ならば、議定書9条2項により、再加入の効力は同年11月26日に発生する。したがって、条約法条約20条4項(a)が慣習法上の規則でもあるならば、1999年8月26日までに異議を申し立てなかった国は、留保を受諾したとみなされ、これらの当事国とトリニダード・トバゴとの間に、議定書の効力発生時に留保の効力も発生したことになる<sup>9)</sup>。他方、異議を申し立てた諸国は、異議により、トリニダード・トバゴとの間における議定書の効力発生が妨げられることはないと言っている。したがって、当事国関係に入りながらも、留保の効力は認めないとの立場を採ったと解される<sup>10)</sup>。

↘CCPR/C/21/Rev.1/Add.6, para. 6, n.2.

- 9) フランスおよびイタリアは、いずれもこの期日以降に異議を申し立てていた。それゆえ、条約法条約にしたがえば、これら諸国は、トリニダード・トバゴの留保を受諾したとみなされるどころだった。しかし、条約寄託者としての国連事務総長は、「この推定に拘束されるとは考えていない」として、12箇月経過後に受領した異議の寄託を認めている。他方で、同項の「指標としての価値 (the indicative value)」を考慮し、このような異議を「通知 (communication)」と呼び、その寄託を当事国に知らせている。 *Summary of Practice of the Secretary-General as Depositary of Multilateral Treaties*, Prepared by the Treaty Section of the Office of Legal Affairs, ST/LEG/7/Rev.1, 1999, p. 63, para. 213. もっとも、12箇月以内に申し立てられた異議についても、正式に「異議」として記載されているのは、デンマークおよびノルウェーによる異議だけである。オランダ、ドイツ、スウェーデン、アイルランドおよびスペインの異議は、「通知」として脚注に留められている。 *United Nations, Treaty Collection*, *supra* note 6, End Note 1.
- 10) もっとも、条約法条約は、このような異議の効果を規定していない。21条3項は、「留保に対し異議を申し立てた国が自国と留保を付した国との間において条約が効力を生ずることに反対しなかった場合には、留保に係る規定は、これらの2の国の間において、留保の限度において適用がない。」と規定している。すなわち、異議の効果として、留保に係る規定が、留保の限度において適用されなくなるの

条約への再加入時に付された留保の効力（1）

周知のように、自由権規約人権委員会は、ロウル・ケネディー事件で、トリニダード・トバゴが付した留保は、議定書の趣旨及び目的と両立せず、死刑囚に関する通報を受理し及び検討することは妨げられないとした<sup>11)</sup>。留保の効力について、異議を申し立てた諸国と自由権規約人権委員会との見解が、一致したのである。もっとも、自由権規約委員会は、廃棄後直ちに留保を付して再加入するという手続が許されないと述べていない。この点について、委員会は、異議を申し立てた諸国の見解に、にわかには賛同しなかったと解される。

他の当事国および条約履行監視機関から、こうした反応を受けて、2000年3月27日、トリニダード・トバゴは、ふたたび選択議定書の廃棄を通告し、同年6月27日、その効力が生じた。議定書の第12条2項は、「廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に第2条に基づいて提出された通報に対して、この議定書の規定が引き続き適用されることを妨げない。」と規定している。自由権規約委員会は、この規定にしたがい、死刑に関する通報であっても、トリニダード・トバゴによる廃棄の効力が生じた2000年6月27日前に提出された通報を受理し及び検討している<sup>12)</sup>。

---

である。しかし、トリニダード・トバゴの留保に対し異議を申し立てた国は、留保に係る規定が、留保の影響を受けずに適用されるとしている。少なくとも、これは、「留保の限度において適用がない」という効果ではない。この問題については、拙稿「条約法条約における留保の『有効性』の決定について（1）（2・完）」『関西大学法学論集』第48巻第5・6号203-254頁、第49巻1号73-97頁、同「人権諸条約に対する留保——条約法の適用可能性とその限界」『同上』第50巻3号49-93頁、同「人権概念と条約の留保規則」『国際法外交雑誌』第111巻4号29-50頁。

11) *Rawle Kennedy v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 845/1999, CCPR/C/67/D/845/1999, 2 November 1999, paras. 6.7-7; *ibid.*, CCPR/C/74/D/845/1998, 28 March 2002, p. 7, para. 6. 拙稿「ロウル・ケネディー事件」『判例国際法〔第3版〕』（東信堂、2019年）448-449頁。

12) *Sandy Sextus v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 818/1998, CCPR/C/72/D/818/1998, 1 August 2001, p. 9, para. 10; *R. S. v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 684/1996, CCPR/C/74/D/684/1996, 15 April 2002, p. 7, para. 10; *Interights v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 580/1994, CCPR/C/74/D/580/1994, 19 April 2002, p. 13, para. 13; *Michael Wanza v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 683/1996, CCPR/C/74/D/683/1996, 10 June 2002, pp. 6-7, para. 12; *Glenroy Francis et al. v. Trinidad and Tobago*, Communication ↗

(2) ガイアナ

ガイアナは、1993年に自由権規約第1 選択議定書へ加入した。しかし、ほどなく、ガイアナ政府は、重大な法及び秩序の問題に直面することになった。死刑を宣告されているガイアナ国民が、執行手続を遅らせるために、この議定書に基づく個人通報手続を利用しているかのような事案が見られるようになったからである<sup>13)</sup>。ガイアナ政府の立場は、国内の政治的圧力によって、日増しに悪くなっていった<sup>14)</sup>。1999年1月5日、ガイアナは、国連事務総長に対して、議

---

↘No. 899/1999, CCPR/C/75/D/899/1999, 25 July 2002, pp. 7-8, para. 8; *Kenneth Teesdale v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 677/1996, CCPR/C/74/D/677/1996, 15 April 2002, p. 8, para. 12; *Xavier Evans v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 908/2000, CCPR/C/77/D/908/2000, 5 May 2003, p. 7, para. 9. 従来、委員会は、時間的管轄権の範囲を、選択議定書4条2項にもとづき、当事国に事実及び救済措置について「書面による説明又は声明」を求めた日にもとづき決定していた。したがって、通報が、廃棄の効力が生じる前に提出されていても、廃棄の効力が生じた後に当事国に通知された場合は、その通報は許容されないと認定されている。たとえば、1997年10月23日に議定書の廃棄を通告したジャマイカに関する事案で、通報者の主張のうち、廃棄の効力が生じてから通知された部分については、許容されないとしていた。*Damian Thomas v. Jamaica*, Communication No. 800/1998, CCPR/C/65/D/800/1998, 26 May 1999, para. 6.3. Manfred Nowak, *U.N. Covenant on Civil and Political Rights, CCPR Commentary*, 2nd revised edition 2005, at p. 907. しかし、近年、この慣行を変更し、通報が提出された日にもとづき、通報の許容性を決定したと解される事案が出てきている。トリニダード・トバゴに関する事案でも、廃棄の効力が生じる前に提出されていたという理由で、2度目の廃棄の効力が生じた後に通知された通報の許容性を認定したのものがある。*Girjadat Siewpersaud, Deolal Sukhran, and Jainarine Persaud v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 938/2000, p. 7, para. 9. 本件の通報が提出された日は1998年7月25日で、「書面による説明又は声明」が求められたのは2000年8月1日だった。*ibid.*, p. 5, para. 4. See also, *Clement Boodoo v. Trinidad and Tobago*, Communication No. 721/1996, CCPR/C/74/D/721/1996, 15 April 2002, p. 5, para. 5.2

13) *E. g.*, *Abdool Saleem Yasseen and Noel Thomas v. Republic of Guyana*, Communication No. 676/1996, CCPR/C/62/D/676/1996, 7 May 1998; *Margaret Paul v. Republic of Guyana*, Communication No. 728/1996, CCPR/C/73/D/728/1996, 21 December 2001.

14) Kohona, *supra* note 5, p. 433.

条約への再加入時に付された留保の効力（1）

定書の廃棄を決定したと通告した。そして、廃棄の効力が生じた同年4月5日、同政府は、次のような留保を付して選択議定書へ再加入した。

「ガイアナは、6条に対する留保を付して、選択議定書へ再加入する。その結果、自由権規約委員会は、殺人の罪及び反逆の罪で死刑の宣告を受けている者からの通報であって、その者の訴追、抑留、裁判、有罪の判決、刑又は死刑の執行に係る事項及びそれらに関連する事項に関するものを受理し及び検討する権限を有さなくなる。

ガイアナ政府は、一般に、諸国は自由権規約自体に対して留保を付す手段として選択議定書を利用することはできないとの原則を認めている。したがって、選択議定書に対する自国の留保は、（すでに留保されている規定はその限りでないが）2条で規定されているところの、規約上の義務及び約束（ガイアナの領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し規約において認められる権利を尊重し及び確保する約束を含む）、並びに、規約40条が設けている履行監視の仕組みにもとづき、規約人権委員会に報告する約束を決して損なうものではないことを強調しておく」<sup>15)</sup>。

一見してわかるように、トリニダード・トバゴの留保とほぼ同じである<sup>16)</sup>。

---

15) *Oral Hendricks v. Guyana*, Communication No. 838/1998, CCPR/C/76/D/838/1998, 20 December 2002, p. 6, n. 2; *Rookmin Mulai v. Republic of Guyana*, Communication No. 811/1998, CCPR/C/81/D/811/1998, 18 August 2004, pp. 2-3, n. 1; *Daphne Smartt v. Republic of Guyana*, Communication No. 867/1999, CCPR/C/81/D/867/1999, 19 August 2004, p. 3, n. 1; *Lawrence Chan v. Guyana*, Communication No. 913/2000, CCPR/C/85/D/913/2000, 23 January 2006, pp. 3-4, n. 1; *Raymond Persaud and Rampersaud v. Guyana*, Communication No. 812/1998, CCPR/C/86/D/812/1998, 16 May 2006, pp. 3-4, n. 1; *Patricia Angela Gonzalez v. Republic of Guyana*, Communication No. 1246/2004, CCPR/C/98/D/1246/2004, 25 March 2010, pp. 3-4, n. 1

16) 現在、国連事務総長に寄託された条約が掲載されているウェブサイトを開覧しても、この留保を見つけることはできない。通常、留保の本文は、各条約の当事国一覧の後にある“Declarations and Reservations”に掲載されているが、ガイアナの欄は空欄になっており、脚注が付されている。脚注には、当初の加入日、廃棄後に留保を付して再加入した日および留保に対して申し立てられた異議が記載されている。*United Nations, Treaty Sections, Multilateral Treaties, supra* note 6, available ↗

しかし、この留保に対して異議を申し立てたのは、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、フィンランド、スウェーデンおよびポーランドだった<sup>17)</sup>。トリニダード・トバゴの留保に対して異議を申し立てたノルウェー、アイルランドおよびイタリアは、ガイアナの留保に対しては異議を申し立てなかった。フィンランドおよびポーランドは、トリニダード・トバゴの留保に対しては異議を申し立てなかったが、ガイアナの留保に対しては異議を申し立てている。

また、異議の内容も、トリニダード・トバゴの留保に対するそれと酷似しているが、同一ではない。手続について、留保を付して再加入するだけのために、廃棄を用いることは許されない、との異議を申し立てたのはスウェーデンだった。フランスは、署名、批准又は加入後、相当の時間が経過してから、「自由権規約」に対して留保を付すために、議定書を廃棄することは許されず、議定書の廃棄後留保を付して再加入することは、手続の濫用であって、明らかに誠実の原則に反するだけでなく、パクタ・スント・セルバンダ原則にも反するとした。オランダおよびスペインの異議は、ほぼ同じだが、オランダと同様の異

---

↘ at [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=IV-5&chapter=4&clang=\\_en#2](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-5&chapter=4&clang=_en#2). 確かに、この留保には不可解なところがある。トリニダード・トバゴの留保は、「1条」に対して付されていた。ガイアナの留保は、「6条」に対して付されている。6条は、「委員会は、規約第45条による年次報告の中に、この議定書に基づく活動の概要を含める。」との規定である。これに留保を付した「結果」、なぜ死刑囚からの通報を、委員会が受理し及び検討する権限を失うのか、理解しがたい。この点を除けば、トリニダード・トバゴの留保とほぼ同じであることから、誤植の可能性が高い。しかし、ガイアナが何も述べていない以上、故意の可能性も捨てきれないので、このような取り扱いになっているのではないかと思われる。

17) 議定書の当事国が、ガイアナの留保の通告を受けたのは、1999年4月5日なので、条約法条約20条5項が慣習法上の規則でもあるならば、2000年4月5日までに異議を申し立てなかった当事国は、当該留保を受諾したものとみなされる。フィンランド、スウェーデンおよびポーランドは、いずれもこの期日以降に異議を申し立てていた。それゆえ、この規則によれば、これら3か国は、ガイアナの留保を受諾したとみなされることだった。しかし、条約寄託者としての国連事務総長は、上述のような取り扱いをしており、これら諸国の異議も「通知」として脚注に留められている。*ibid.*, End Note 2. こちらでは、12箇月以内に申し立てられた異議は、すべて正式に「異議」として記載されている。

条約への再加入時に付された留保の効力（1）

議をここで申し立てたのはフィンランドだった。ポーランドは、単に「条約法に合致せず、また明らかに議定書を損なうものである」と述べている。

内容について、ドイツの異議は、同じである。オランダおよびスペインの異議も、ほぼ同じだが、これら諸国と同様の異議を申し立てたのは、フィンランドおよびポーランドだった。

さて、ガイアナが再加入書を寄託した日は、1999年1月5日であり、9条2項によれば、議定書の効力は4月5日に発生することになる。条約法条約20条4項(a)および5項が慣習法上の諸規則でもあるならば、2000年1月5日までに異議を申し立てなかった国は、留保を受諾したとみなされる。この場合、これらの当事国とガイアナとの間では、議定書の効力発生時に留保の効力も発生したことになる。他方、異議を申し立てた国は、異議により、ガイアナとの間に議定書の効力が発生することは妨げられないと付言している。したがって、当事国関係に入りながらも、留保の効力は認めないとの立場を採っていると解される。

トリニダード・トバゴの留保とは異なり、自由権規約人権委員会が、ガイアナの留保を議定書の趣旨及び目的と両立しないと認定したことは、いまだかつてない。そして、委員会の対応は、控えめに言っても、一貫していない。まず、留保の効力が1999年4月5日に発生したことを確認したうえで、死刑に関する通報を受理及び検討したことがある。この事案は、1999年3月16日および16日に提出された通報に関するものだったが、委員会は、従来の慣行にしたがい、ガイアナに死刑の執行停止を要請した日である同年4月22日を「当事国に事実及び救済措置について書面による説明又は声明を求めた日」とし、通報を受理し及び検討する権限があるとした<sup>18)</sup>。留保の効力が発生しているならば、死刑に関する通報を受理し及び検討することもできなかったはずである。そうすると、委員会は、ガイアナの留保もトリニダード・トバゴ

---

18) *Hazerat Hussain and Sumintra Singh v. Guyana*, Communication No. 862/1999, CCPR/C/85/D/862/1999, 14 December 2005, p. 3, n. 1, p. 5, paras. 5.1-5.5. See also, *Daphne Smartt v. Republic of Guyana*, *supra* note, 15 p. 3, para. 1.2, paras. 6.1-9

の留保と同じように扱っていると考えざるを得ないが、ならばなぜ「留保の効力が発生している」ことを確認する必要があるのか。他方、従来の慣行とは異なり、時間的管轄の範囲を、通報日にもとづき決定しているものがある。これもまた、委員会の対応に疑問を抱かせる一因になっている。一例を挙げると、1998年9月15日に通報が提出され、2000年2月7日に「事実及び救済措置について書面による説明又は声明」をガイアナに要請した事案で、委員会は、議定書を廃棄する前に通報が提出されているという理由で、通報の許容性を認定した<sup>19)</sup>。留保を考慮しなければ、上述の事案と同様、従来の慣行にしたがい時間的管轄を決定しても、同じ結論を導くことはできたはずである。しかし、あえてそうしなかったのは、留保の影響が及ばないようにする必要があったことを言外に示唆するものである<sup>20)</sup>。このように、委員会の対応が一貫していない以上、トリニダード・トバゴの留保と同じ取り扱いを受けているとは言いきれないのである。いずれにせよ、ガイアナは、現在も議定書の当事国にとどまっている。

### (3) ポリビア

#### ① 麻薬単一条約（1961年）改正提案の不採択

1961年の麻薬単一条約の49条1項(c)は、締約国が、署名、批准又は加入の際に、自国のいずれかの領域において、コカ葉の咀嚼を暫定的に許す権利を確

19) *Deotall v The Republic of Guyana*, Communication No. 912/2000, CCPR/C/82/D/912/2000, 28 January 2005, p. 4, para. 4.5

20) 個別意見で、この点にふれた委員は、「議論の余地のある結論だが」、「委員会の見解を受け入れる」と述べている。Individual opinion by Committee member Ms. Ruth Wedgwood, *Lawrence Chan v. Guyana*, *supra* note 15, p. 10. なお、議定書を廃棄した1999年1月5日以前に、通報が提出され、かつ、ガイアナに通知された事案で、第1条にもとづき「委員会が受理し及び検討する権限」は妨げられないとして、本案の審理に進んでいるものとして、*Oral Hendricks v. Guyana*, *supra* note 15, p. 3, para. 1.2, pp. 4-6, paras. 6.1-9; *Rookmin Mulai v. Republic of Guyana*, *ibid.*, p. 3, para. 1.2, p. 5-7, paras. 6.1-9; *Raymond Persaud and Rampersaud v. Guyana*, *ibid.*, p. 4, para. 1.2, pp. 6-7, paras. 7.1-10.

条約への再加入時に付された留保の効力（1）

保することができる、と規定している。ボリビアでは、スペイン領だった16世紀から、特に、コカ葉の咀嚼がアンデス山岳地帯の先住民間で広まっていたため、1976年にこの条約に加入した際、この規定にもとづき留保を付した<sup>21)</sup>。しかし、同条約の49条2項(e)は、「コカ葉の咀嚼は、第41条1項<sup>22)</sup>に定めるこの条約の効力発生の日から25年以内に禁止しなければならない。」と規定している。この規定にしたがい、2001年、ボリビアの留保は失効した。

2009年、ボリビアは、47条1項にもとづき、49条1項(c)および2項(e)の削除を求める改正案を提案した<sup>23)</sup>。その理由は、概要次の通り。

コカ葉の咀嚼は、アンデス地方の先住人民が、1000年に渡り先祖代々引き継いできた慣行であって、禁止することはできず、またしてはならない。アンデス地方の先住人民にとって、コカ葉の咀嚼は、社会文化的な慣行および儀式であって、彼らの歴史および文化的アイデンティティと密接に結びついている<sup>24)</sup>。さらに今日、ボリビアだけでなく、ペルー、北アルゼンチン、チリ、エクアドルおよびコロンビアで、数百万人がコカの葉の咀嚼を行っており、その象徴としての意義は、儀式、宗教および社会文化的な含意をもち、先住人民の文化の範囲にとどまらず、メスティーソの集団にまで及んでいる<sup>25)</sup>。

---

21) Arp, *supra* note 1, pp. 158-159.

22) 41条1項は、「この条約は、40番目に寄託される批准書又は加入書が……寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。」と規定している。同2項は、「加入書を寄託する国については、この条約は、その国の加入書の寄託の日の後30日目の日に効力を生ずる。」と規定しており、加入したボリビアに対しては、こちらの規定が適用される。

23) See 'Bolivia: Proposal of Amendments by Bolivia to Article 49, Paragraphs 1 (c) and 2 (e),' C. N. 194. 2009. TREATIES-2 (Depositary Notification) (hereinafter, 'Bolivia: Proposal of Amendments').

24) アンデス地方では、「コカの葉は、労働の生産性向上、疲労回復、宗教的儀式、医療などの手段や社交上の絆として長らく使用され」、「アンデスの人々にとって、コカは社交生活、宗教的儀式に不可欠の要素であり、民族の証となっている」。黒崎利夫「麻薬戦争はなぜ勝てないか—アンデスのコカ・コカイン産業—」『ラテン・アメリカ論集』第27号（1993年）32頁。

25) こうした側面に加えて、コカ・コカイン産業が、「農民の雇用を増加させ、貧しい人々の所得を引き上げ、政府に外資をもたらしている」という側面もある。ポ

コカ葉の咀嚼は、決して人の健康を害さず、合併症や中毒の類を引き起こすこともない。コカの咀嚼は、コカインの消費と同じではない。コカインのアルカロイドは、コカ葉の0.8%未満から成り、咀嚼を通じて口頭で摂取されるが、胃の中のような酸性の環境では永続せず、そこで加水分解される<sup>26)</sup>。

麻薬単一条約の目的は、薬物の濫用を管理することであって、人の健康を害さない「習慣」や社会文化的な慣行を禁止することではない。同条約49条1項(c)および2項(e)で設定されているコカ葉の咀嚼の制限および禁止は、特に、先住人民の権利に関する国際連合宣言、社会権規約およびILO第169号条約、カリヤワヤの世界観を人類の口承及び無形遺産の傑作であるとしたユネスコ文化的多様性に関する世界宣言および文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約に規定されている先住人民の権利を侵害するものである<sup>27)</sup>。

47条2項は、当事国に改正案が配布されてから、「18箇月以内にいずれの締約国からも反対がなかったときは、その改正案は、直ちに効力を生ずる。改正案に対していずれかの締約国から反対があったときは、理事会は、締約国から受領した意見を考慮して、その改正案を審議するための会議を招集するかどうかを決定することができる。」と規定している。結局、一定の当事国が改正に反対する意向を示したため<sup>28)</sup>、改正案の効力は生ぜず、審議するための会議も

---

ㄨリビアで、コカ産業を完全に撲滅すれば、現状では「経済的に非常に困難な事態となり、政治的・社会的にも緊張が高まるだろう」と指摘されている。同上、33頁。

26) 'Bolivia: Proposal of Amendments,' *supra* note 23, Annex, pp. 2-3.

27) *Ibid.*

28) 'Diplomatic note dated 19 January 2011 from the United States Mission to the United Nations,' E/2011/47; 'Note verbal dated 20 January 2011 from the Permanent Mission of Sweden to the United Nations addressed to the Secretary-General; 'Note verbal dated 21 January 2011 from the Permanent Mission of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the United Nations addressed to the Secretary-General, E/2011/51 E/2011/48; 'Note verbal dated 26 January 2011 from the Permanent Mission of Canada to the United Nations addressed to the Secretary-General, E/2011/48. その他、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フランス、イタリア、日本、ラトビア、マレーシア、メキシコ、ロシア、シンガポールおよびスロバキアが反対の意向を通知したとされる。Arp, *supra* note 1, p. 160, n. 101. See also, Sven Pfeiffer, 'Rights of Indigenous

招集されなかった。

② 廃棄および留保を付しての再加入

こうして、改正案が採択されなかったので、ボリビアは方向転換せざるを得なくなった。そこで選択されたのが、麻薬単一条約を廃棄し、留保を付して再加入するという、上述のトリニダード・トバゴやガイアナが採った手続だった。

2011年6月29日、ボリビアは、46条1項にしたがい、廃棄の文書を国連事務総長に寄託した<sup>29)</sup>。同2項により、2012年1月1日、廃棄の効力が生じた<sup>30)</sup>。その直前、2011年12月29日、事務総長は、ボリビアから、同条約への加入書を受領した。その加入書には、次のような留保が含まれていた。ボリビアによれば、この留保は、同条約50条3項<sup>31)</sup>にしたがって付されており、条約当事国に当該留保が許可されることを条件として加入する。したがって、この段階で加入書は寄託されないことが確認されていた。

「ボリビア多民族国は、自国領域内で、次のことを認める権利を留保する。すなわち、伝統的なココアの葉の咀嚼、自然状態でココアの葉を消費し使用すること、文化的および医療目的でココアの葉を消費し使用すること、点滴で使用すること、ならびに、これらの合法的な目的のために必要な範囲で、ココアの葉を栽培する、取り引きをするおよび所持すること。同時に、ボリビア多民族国は、その濫用および葉から抽出される麻薬の違法生産を防止するため、ココアの栽培を

---

↘Peoples and the International Drug Control Regime: The Case of Traditional Coca Leaf Chewing,' *Goettingen Journal of International Law* (2013), Vol. 5, No. 1, pp. 302-303.

29) 'Bolivia (Plurinational State of): Denunciation,' C.N.421.2011.TREATIES-26 (Depositary Notification).

30) *Ibid.*, C.N.829.2011.TREATIES-28 (Depositary Notification).

31) 50条1項は、「留保は、第49条又は2および3の規定に従って行なわれるものを除くほか、認められない。」と規定している。50条2項は、特定の規定に対する留保を認めている。ボリビアが付した留保は、これら以外の留保なので、50条3項が適用される。

管理するにあたって必要なあらゆる措置を引き続き採るつもりである。<sup>32)</sup>」

ボリビアによれば、麻薬単一条約を廃棄し、留保を付して再加入した理由は、次の通り。ボリビアは、条約にもとづく国際義務を自国の憲法と調和させるため、および、49条1項(c)および(e)に対してボリビアが提案した改正に、いくつかの国が反対したため、条約を廃棄せざるを得なかった。ボリビア憲法384条は、天然および医療資源であるコカを国の文化遺産の一部として保護し、天然のコカは麻薬ではないとしている。条約が、コカ葉の咀嚼の廃止に関して定めている要件は、この規定と両立しない。また、この要件は、先住人民の権利および文化的権利ならびにさまざまな国際協定（先住人民の権利に関する国連宣言を含む）を侵害する。コカ葉の栽培、使用および消費は、ボリビアを構成する36の民族のほとんどにとって、伝統的かつ古来継承されてきた文化的アイデンティティの一部である。コカの葉の咀嚼は、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引条約の14条で認められている「伝統的かつ正当な使用」である。しかし、ボリビアは、コカの葉から抽出されうる麻薬の濫用および不正生産を防止

---

32) 'Bolivia (Plurinational State of): Communication,' C.N.829.2011.TREATIES-28 (Depositary Notification). この留保の英訳には、「ささいなことではあるが、法的に関連する」誤りがあると指摘されている。Martin Jelsma, Neil Boister, David Bewley-Taylor, Malgosia Fitzmaurice and John Walsh, 'Balancing Treaty Stability and Change: Inter se modification of the UN drug control conventions to facilitate cannabis regulation,' Policy Report 7, March 2018, p. 42, n. 179. スペイン語原文では、「自然状態でコカの葉を消費し使用すること」と「文化的および医療目的でコカの葉を消費し使用すること」が別個に言及されているが、英訳では一つにまとめられていることを指していると思われる。したがって、訳出にあたっては、スペイン語原文によった。原文は、次の通りである。

'El Estado Plurinacional de Bolivia, se reserva el derecho de permitir en su territorio la masticación tradicional de la Hoja de Coca, el consumo y el uso de la Hoja de Coca en su estado natural; para fines culturales y medicinales; como su uso en infusión, así como también el cultivo, el comercio y la posesión de la Hoja de Coca en la extensión necesaria para estos propósitos lícitos. Al mismo tiempo, el Estado Plurinacional de Bolivia seguirá tomando todas las medidas necesarias para controlar el cultivo de Coca para prevenir su abuso y la producción ilícita de estupefacientes que pueden extraerse de las hojas.'

### 条約への再加入時に付された留保の効力（1）

するため、また、闇市場への転用を回避するため、コカの栽培および取引を管理するために実効的かつ必要な措置を採り続ける意思を有しており、麻薬単一条約の当事国にとどまることを希望している。それゆえ、留保を付して再加入するという手続を採った。なお、この留保の精神は、ボリビアが、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引条約に関して表明した留保と同一である<sup>33)</sup>。こちらは、同条約の当事国により受諾されている<sup>34)</sup>。

### ③ 当事国の対応と顛末

50条3項は、次のように規定している。

「締約国となることを希望する国で2又は第49条の規定に従って行なわれる留保以外、留保を認められることを希望するものは、その意向を事務総長に通告することができる。当該留保について事務総長が通知した日の後12箇月の期間の満了までに、この期間の末日以前にこの条約を批准し又はこれに加入した国の3分の1が異議を申し出ないときは、その留保は、認められたものとする。ただし、留保に対して異議を申し出た国は、留保を行なった国に対し、この条約に基づく法的義務で当該留保によって影響を受けるものを負うことを要しないものと了解される。」

ボリビアの留保が通知されてから、12箇月の期間が満了するまでに、15か国が異議を申し出た。まず、条約を廃棄し、その後留保を付して再加入するという手続について、次のような見解が示されている。

- 批准または加入後の留保を禁止している条約法の規則を損ない、麻薬の

---

33) 主たる内容は、次の3つである。

- コカ葉自体は、麻薬または向精神薬ではない。
- コカ葉の使用および消費は、自由にかつ普遍的に使用されている他の植物及び産物の消費から生じる変化よりも大きい精神的または物理的变化を引き起こさない。
- コカ葉は、伝統医学の実践で医療目的のために広く使用されており、その効力は、WHOにより支持され、科学的知見により確認されている。

34) 'Bolivia (Plurinational State of): Communication,' CN.829.2011.TREATIES-28 (Annex 1).

生産、取引および使用を制限しようとする国際的な努力を台無しにするものである<sup>35)</sup>。

- かかる手続は、「遅延留保」を認めないとする慣習法規則に合致しないだけでなく、法関係の安定性ならびにパクタ・スント・セルバンダ原則を揺るがしかねない<sup>36)</sup>。
- この留保は、麻葉単一条約49条および50条で設定されている制限を回避することを指向しているので、条約法条約26条にいう「誠実」の原則に反する<sup>37)</sup>。
- 再加入後に留保を表明するためだけに、46条を援用し、廃棄を行うことはできず、かかる実行は手続の濫用であって、条約に関する国際法および薬物に反対する闘争の国際的な法的枠組みの基盤を損なうものである<sup>38)</sup>。
- 条約法条約および十分に確立した慣習法に反するので、このような目的のために50条3項に規定されている手続を利用することは許されない<sup>39)</sup>。

その他、49条2項および41条1項により、1989年12月13日以降、このような留保は提起できなくなるとの見解<sup>40)</sup> や、コカ葉の咀嚼は25年以内に廃止しなければならないので、2001年以降、ボリビアはかかる留保を付せなくなったとの見解も示されていた<sup>41)</sup>。

---

35) 'Ireland: Objection to the Reservation contained in the Communication by the Plurinational State of Bolivia,' C. N. 101. 2013. TREATIES-VI. 18 (Depositary Notification). オランダも、同様の異議を申し出ている。'Netherlands: *ibid.*,' C.N. 102.2013.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification), p. 2.

36) 'Romania: *ibid.*,' C.N.91.2013.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification), p. 2. ただし、公式の異議ではないとことわっている。*ibid.*, p. 1.

37) Italy: *ibid.*,' C.N.750.2012.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification), p. 2.

38) 'Sweden: *ibid.*,' C.N.732.2012.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification), p. 2.

39) 'Finland: *ibid.*,' C.N.95.2013.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification), p. 1.

40) 'Portugal: *ibid.*,' C.N.93.2013.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification), p. 2. 麻葉単一条約の効力は、1964年12月13日に発生しており、1989年12月13日は、効力発生の日から25年後の日付である。

41) 'Russian Federation: *ibid.*,' C. N. 88. 2013. TREATIES-VI. 18 (Depositary Notification), p. 2.

条約への再加入時に付された留保の効力（１）

手続の適否にはふれず、留保の内容についてのみ言及する異議もあった。これらは総じて、留保により、コカの供給が増え、その結果不正取引が横行し、世界規模で不正薬物取引を反対するという条約の趣旨及び目的が損なわれることへの懸念を表明していた<sup>42)</sup>。また、この留保はあいまいであって、条約関係の安定性にとって不可欠の法的安定性の原則を軽視しているとの観点から、異議を提起する国もあった<sup>43)</sup>。

当時、麻薬単一条約の当事国は183か国であり、50条3項によれば、12箇月の期間が満了するまでに、その3分の1にあたる61か国以上が異議を申し出ない限り、留保は認められたことになる<sup>44)</sup>。異議を申し出た国は、3分の1に到底及ばない15か国だったので、事務総長は、次のような通知を当事国に対して送った。

「……留保に対し異議を申し出た国は、この条約を批准し又はこれに加入した国の3分の1に満たなかったので、留保は、認められたものとする。

2013年1月11日に、留保を伴う加入が行われた。

41条1項により、2013年2月10日に、この条約の効力がボリビア多民族国に対して生ずる<sup>45)</sup>。』

---

42) 'United States of America: *ibid.*, C.N.361.2012.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification), p. 2; 'United Kingdom: *ibid.*, C. N. 719. 2012. TREATIES-VI. 18 (Depositary Notification), p. 2; 'Japan: *ibid.*, C. N. 84. 2013. TREATIES-VI. 18 (Depositary Notification), p. 1; 'Israel: *ibid.*, C. N. 89. 2013. TREATIES-VI. 18 (Depositary Notification); 'Canada: *ibid.*,' C. N. 751. 2012. TREATIES-VI. 18 (Depositary Notification), p. 1.

43) 'France: Objection à la Réserve Contenue dans la Communication de l'État Plurinational de Bolivie,' C.N.19.2013.TREATIES-VI.18 (Notification depositaire), p. 1. 手続について異議を唱えた国は、あわせて内容についても、これらの諸国と同様の異議を申し立てていた。なお、ドイツは、特に理由を示すことなく、異議を申し出ている。'Germany: *ibid.*,' C. N. 57. 2013. TREATIES-VI. 18 (Depositary Notification), p. 1.

44) United Nations, Office on Drugs and Crime, 'Bolivia to re-accede to UN drug convention, while making exception on coca leaf chewing,' available at <https://www.unodc.org/unodc/en/frontpage/2013/January/bolivia-to-re-accede-to-un-drug-convention-while-making-exception-on-coca-leaf-chewing.html>

50条3項は、「留保に対して異議を申し出た国は、留保を行なった国に対し、この条約に基づく法的義務で当該留保によって影響を受けるものを負うことを要しないものと了解される。」と規定している。したがって、異議を申し出た15か国とボリビアとの間にも、麻薬単一条約の効力は発生し<sup>46)</sup>、当事国関係に入ることになるが、異議を申し出た国は、ボリビアに対し、「条約に基づく法的義務で当該留保によって影響を受けるもの」を負わない<sup>47)</sup>。これが、明文の定めるところによる異議の効果となる。もっとも、異議を申し出た国が、自国領域内でコカ葉の咀嚼等を禁止する義務を負わないとの意向を持っているとは考えられず、実質的な影響はほとんどない。いずれにしても、ボリビアの留保は、ボリビアの望む効果を生ぜしめることになる。

こうして、懸案だった「コカ葉の咀嚼」が認められ、ボリビア外交の大きな目標のひとつが達成されたのである<sup>48)</sup>。

#### (4) スウェーデン

「重国籍の場合の減少及び重国籍の場合における兵役義務に関する欧州評議会条約」(以下、重国籍減少条約)の7条1項は、各締約国は、批准、受諾または加入時に、「第2章の諸規定のみを適用する」と宣言することができる、

---

45) 'Bolivia (Plurinational State of): Accession,' C.N.94.2013.TREATIES-VI.18 (Depositary Notification).

46) アイルランド、オランダ、フィンランド、ポルトガル、カナダ、ドイツ、アメリカおよび日本は、異議により、ボリビアと自国との関係における麻薬単一条約の効力発生が妨げられることはないと言明していた。また、フランスは、ボリビアが当事国になることに反対しない、と述べていた。

47) カナダ、ドイツ、アメリカおよび日本が、この点を確認していた。フィンランドは、「2国間でこの条約の効力は生ずるが、ボリビアが、この留保から利益を得ることはない。」と付言していた。異議の効果により、留保を付した国は、留保の利益が得られなくなる、とする実行については、拙稿「多数国間条約に付された『両立しない』留保に対する異議の法的効果：北欧諸国の実行をめぐって」『本誌』第53巻4・5号374-381頁。

48) 外務省「ボリビア多民族国 (The Plurinational State of Bolivia) : 基礎データ (外交・国防、1 外交基本方針)」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bolivia/data.html>.

条約への再加入時に付された留保の効力（１）

と規定している。この宣言を行った場合、第１章の諸規定は、当該宣言国との関係では適用されない。したがって、その効果からして、これは留保にあたる。第１章は、１条から４条までの諸規定で構成され、重国籍の場合の減少を規定している。第２章は、５条及び６条で構成され、重国籍の場合の兵役義務を規定している。

スウェーデンは、1967年にこの条約を批准したが、2002年に廃棄した。その翌日、同国は、「条約第２章の諸規定のみを適用する」との宣言を付して、再度加入した<sup>49)</sup>。７条１項が、批准、受諾または加入時にのみ、このような宣言を付すことを認めているからである。この手続は、これまで見てきたトリニダード・トバゴ、ガイアナおよびボリビアのそれと同様である。

ところが、スウェーデンが採った手続には、どの国も異議を申し立てなかった。上述のように、デンマーク、フランス、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェーおよびスペインは、同様の実行には異議を申し立てた。これら諸国は、重国籍減少条約の当事国だが、今回は黙認したのである<sup>50)</sup>。

その後、当事国は、「12条２項に関する解釈協定」を採択した<sup>51)</sup>。同項は、「この条約」を廃棄することができると規定しているが、これを「この条約の第１章をいつでも（at any time）廃棄することができる」と解釈することに、当事国が合意したのである。これにより、第２章の当事国にとどまりつつ、条約の第１章を「いつでも」廃棄できるようになったので、スウェー

---

49) Council of Europe, Treaty Section, 'Reservations and Declarations for Treaty No. 043 - Convention on the Reduction of Cases of Multiple Nationality and on Military Obligations in Cases of Multiple Nationality; Sweden,' available at [https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/043/declarations?p\\_auth=Ti0HPedh](https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/043/declarations?p_auth=Ti0HPedh).

50) Anthony Aust, *Modern Treaty Law and Practice*, Third Edition, Cambridge University Press, 2013, p. 142.

51) Council of Europe, 'Convention on the Reduction of Cases of Multiple Nationality and on Military Obligations in Cases of Multiple Nationality: Agreement on the interpretation of Article 12, paragraph 2,' European Treaty Series, No. 43, available at <https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168006b6aa>.

デンのような手続をとる必要はなくなった。批准、受諾又は加入時に、「第2章の諸規定のみを適用する」と宣言することができる、と規定している7条1項にもとづく宣言と同様の効果を、12条2項により得られるようになったのである。実際、ベルギー、デンマーク、イタリア、フランス、ルクセンブルクおよびノルウェーは、12条2項の解釈協定にしたがい、条約の第1章を廃棄している<sup>52)</sup>。

(未完)

---

52) Council of Europe, 'Chart of signatures and ratifications of Treaty 043,' available at [https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/043/signatures?p\\_auth=Ti0HPedh](https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/043/signatures?p_auth=Ti0HPedh)